

令和5年11月22日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

信託財産の償還の実施に関するお知らせ

平成30年9月25日付「破産債権者の利益確保措置に関するお知らせ」(https://www.mtgox.com/img/pdf/20180925_announcement_ja.pdf)のとおり、株式会社MTGOXの破産手続（以下「本破産手続」といいます。）において、破産管財人は、金銭債権を届け出た破産債権者が本破産手続において既に得ていると見込まれる利益を確保する措置として、株式会社三井住友銀行との間で、信託契約（以下「本信託契約」といいます。）及び保証委託兼保証契約を締結することにより、信託（以下「本信託」といいます。）及び保証の仕組みを設定しました。

本信託契約においては、再生管財人は、破産債権者が本破産手続において届け出た金銭債権のうち本信託契約が利益確保措置の対象とする一定の債権（以下「本件債権」といいます。）の弁済原資に充てるために必要な額の金銭につき、本信託の信託財産（以下「本信託財産」といいます。）から償還を受けることが認められています。本件債権は、再生計画上の基本弁済の対象となります。

令和5年11月17日（日本時間）、再生管財人は、本件債権の弁済原資に充てるために必要な額として、本信託財産から70億7368万4082円の償還を受けましたのでお知らせいたします。なお、当該償還後の本信託財産の額は、88億1289万9304円となります。

再生管財人は引き続き、基本弁済、早期一括弁済及び中間弁済の実施に向けた準備を進めて参ります。

以 上